

[2014.10.31 厚生労働省社会保障審議会児童部会 第3回児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会提出資料]

NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会

代表理事 後藤 啓二

### 関係機関の怠慢・制度の不備により虐待死が防げなかつた事件とそれを踏まえとるべき対策

#### 1 児相・市町村・警察の間の虐待情報の共有と連携しての対応がなされていない

主な虐待死事件	問題と課題	考えられる原因	とるべき対策	期待される効果
・群馬県玉村町 3歳男児事件 ・厚木市 3歳男児餓死・所在不明事件 ・足立区 5歳男児行方不明事件 ・横浜市 6歳女児所在不明事件 ・大阪市小2男児事件 ・寝屋川市 6歳児事件 ・岸和田市中学生餓死寸前事件	・児相が家庭訪問しない、あるいは間隔が空きすぎて、子どもの安否確認を長期間行わずその間に虐待死させられる ・児相から警察への虐待情報の提供がない ・警察は児相に通告するのみで、通告後被虐待児の安否確認しない(警察はストーカー事案では被害者の自宅周辺の警戒、家庭訪問などの安全対策を実施)	・児相が案件を抱え込み、児相のみの判断で行われている一強い縦割り意識 ・児童虐待防止法上「情報提供できる」旨の規定はあるが、情報提供は義務付けられていない ・警察の被虐待児の安否確認について法律上規定なし(虐待通告と事後的な事件捜査のみよしとする解釈・姿勢を生んでいる)	児相・市町村・警察が虐待情報を共有し、人員を出し合ってひんぱんに家庭訪問し、子どもの安否確認と親への指導・支援をすることを法律で義務付ける一法改正案 1(1)	・家庭訪問の頻度が著しく上がり、3機関の職員が訪問し、親からの相談に親身に乗ることにより、虐待死、虐待のエスカレートを防ぐことができる ・児相による親への指導が効果がない場合でも効果が期待できる ・児相の業務軽減により、子どものケア、養子縁組あっせん等親への支援をより行うことができる

・群馬県玉村町 3歳男児事件 ・東大阪市小 6 女児事件 ・大阪市マンション放置 2児餓死事件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児相が、①親からの面会拒否、②通告先が分からぬ場合に放置する</li> <li>・虐待家庭が転居いたら転居先の児相等が対応できなくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児相に対応が必要な場合に他機関に連絡・要請せず放置する体質※1</li> <li>・法律に児相に警察に要請するなど必要な対応を義務付ける規定なし</li> <li>・全国データベースが整備されていない※2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児相に①②の場合に警察に連絡し協働して対応することを法律で義務付ける一法改正案 1(2)</li> <li>・国が全国データベースを整備一法改正案 1(4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児相と警察が協働することにより親の説得が可能になる、通告先が判明する</li> <li>・転居先で児相・市町村・警察が対応できるようになる</li> </ul>
・葛飾区 2歳児事件 (大阪市小 4 女児事件－学校止まりで児相が把握していなかったケース)	110 番で駆け付けた警察官が親に「夫婦喧嘩」などと言われ騙されて(遺体に 40か所ものあざがあった－葛飾区の事例)、虐待を見抜けず子どもを保護せず、その後殺される事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児相が把握している情報を警察に提供しない</li> <li>・(仮に警察が虐待を見抜けたとしても)警察に緊急に保護することができる規定が児童虐待防止法上にない※3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待情報を共有することを法律で義務付ける一法改正案 1(1)</li> <li>・警察官に緊急の場合に保護し、速やかに児相に身柄を預ける旨の規定を児童虐待防止法に設ける一法改正案 1(3)</li> </ul>	110 番で急行した警察官が親に騙されず虐待を見抜け、子どもを保護することができる(通信指令室から 110 通報された家庭が虐待家庭であることを現場に向かう警察官に伝達可能になる※4)

※1 佐世保市の女子高生による同級生殺害事件で、児相は事件発生前の精神科医からの相談を他機関に連絡せず放置

※2 虐待家庭が転居した場合児相が他の児相にファックス 1枚を送るだけの現在のシステムについて、厚労省虐待防止対策室が「システムは児相の申し合わせによるもので、国はデータベース化などに言及する立場にないと話したとする記事あり(2013.5.19 毎日新聞)

※3 警察官職務執行法 3 条に「警察官は、迷い子、病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、応急の救護を要すると認められる者を保護しなければならない」旨の規定があり、法律上保護することは可能と思料するが、警察は家庭内で親とともにいる被虐待児の保護に関し同条の適用には消極と思われる(後記「ご教示のお願い」参照)

※4 警察は、ストーカー被害者の希望に応じその携帯電話番号を通信指令室に登録し、被害者から 110 番があれば事案の内容を聞くことなく直ちに警察官が向かうことができるシステムを整備しており、実際にストーカー加害者の襲撃から被害女性を直前に守った事例がある。

## 2 児相の一時保護及びその解除が子どもの命を守るものとなっていない

主な虐待死事件	問題と課題	考えられる原因	とるべき対策	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県玉村町 3 歳男児事件</li> <li>・豊橋市双子乳児事件</li> <li>・足立区 5 歳男児行方不明事件</li> <li>・名古屋市中 2 男子事件</li> <li>・大阪市小 2 男児事件</li> <li>・門真市 3 ケ月乳児事件</li> <li>・柏市 3 歳男児餓死事件</li> <li>・久留米市 5 歳女児事件</li> <li>・寝屋川市 6 歳児事件</li> <li>・川崎市 3 歳児事件</li> <li>・大阪府岬町乳児事件</li> <li>・蕨市 4 歳男児、長岡京市 3 歳男児、福島県泉崎村 3 歳男児がいずれも餓死させられた事件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の継続、親に虐待歴、DV家庭、配偶者以外の乱暴な男性と同居、アルコール依存症、精神疾患の疑い、入院中の子どもに面会に来ない、児相と面会拒否等明らかに危険な兆候があっても必要な対応をせず、一時保護もせず、虐待死に至る</li> <li>・医師の虐待であるという専門的見解や通告した市町村・病院・保育所などの意見を無視し、必要な対応をせず、一時保護もせず、虐待死に至る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「親との信頼関係」を正当化理由とする子どもの命を守る方向での意識の欠如、親とのトラブルの回避を優先する体質</li> <li>・法律に一時保護の判断基準の規定がなく、裁量に任せられている(厚労省から出されている通知や手引きの類には強制力がない)</li> <li>・医師の見解にも従わない、市町村など通告先を軽くみる強烈な「お上意識」※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に一時保護の判断基準を明記し、子どもの命を守ることを最優先で判断することを義務付ける</li> <li>・法律で、医師の専門的見解に原則として従うこと、市町村・病院・保育所などの通告先の意見を尊重することを義務付ける</li> </ul> <p>一法改正案 3(1)(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な親の元に子どもを放置するリスクが軽減する</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山市 2 歳男児事件</li> <li>・広島県府中町小 5 女児事件</li> <li>・朝霞市 5 歳男児事件</li> <li>・三田市 5 歳女児事件</li> <li>・伊丹市 5 歳女児事件</li> <li>・小山市兄弟殺害事件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安易に一時保護を解除し、危険な親の元に戻してしまう</li> <li>・親に戻す際、安全確保措置を講じない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「親との信頼関係」を正当化理由とする子どもの命を守る方向での意識の欠如、親とのトラブルの回避を優先する体質</li> <li>・法律に一時保護解除の判断基準の規定がなく、裁量に任せられている。</li> <li>・親元に戻す際の安全確保計画の策定、その後の安否確認、親への指導等が義務付けられていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安易な解除をさせないため法律に一時保護の解除の判断基準を明記する(他機関との協議規定を含む)。</li> <li>・解除する場合、警察・市町村とともに安全確保計画を策定し、解除後それに従い児相・市町村・警察による安否確認、親への指導等を法律で義務付ける一法改正案 3(1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な親に引き渡してしまったリスクを軽減でき、引き渡し後の子どもの安全確保が図られる</li> </ul>
--	--	---	---	---

※柏市 3 歳男児餓死事件の検証報告書では、危機感を抱いた柏市の保健所が児相に緊急の個別支援会議の開催を申し入れたが、児相は虐待担当部局から申し入れるようにと回答であったとされている。

### 3 所在不明児童の調査・発見・保護活動をしない

	問題と課題	原因	対策	効果
・厚木市 3 歳男児餓死・所在不明事件	・市町村内部、市町村間で必要な情報の提供・共有が行われない	・個人情報保護、守秘義務を名目とするサボタージュの横行	・法律で、①未就学、乳幼児健診未受診等の子どもに関する情報を関係部局・関係自治体間で情報	最悪虐待死の危険のある所在不明児童の安全が確保され、その後、子どもの安否確認と親への指導
・横浜市 6 歳女児所在不明事件	・目視による子どもの安	・親の言い分をうのみに		

・豊橋市 4 歳女児所在不明・餓死事件	<p>全確認が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察に捜索を要請しない</li> <li>・警察が要請を受けても捜索しない</li> <li>・所在調査に必要な調査権限が市町村にも警察(捜査に至らない場合)にもなく、有効な調査ができない</li> </ul>	<p>し子どもの安否確認をサボタージュする体質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他機関と連携してでも子どもを守ろうという気がない</li> <li>・警察の仕事ではないという意識</li> <li>・法律上市町村、警察に調査権限がない※</li> </ul>	<p>共有すること、②所在不明の子どもの所在と安否を目視で確認すること、③確認できない場合に警察に捜索を要請すること、④その場合警察は直ちに捜索を行うことを義務付ける</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律で、市町村・警察に所在調査に必要な権限を与える一法改正案 2</li> </ul>	を行うことができる
---------------------	--	---	---	-----------

※転居した場合の郵便局への転居届、携帯電話位置情報等について、関係事業者は「通信の秘密」を理由として市町村や捜査としてではない警察からの情報提供依頼には応じないものと承知(後記「ご教示のお願い」参照)

#### 4 0歳児の虐待死事例が最も多い

現状	考えられる原因	とるべき対策	期待される効果
03年7月から11年3月までに虐待死した437人中、0歳児は193人、うち76人は生まれた日に、13人は1カ月未満で。加害者の9割は実母。抱える問題は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・望まぬ妊娠、若年妊娠等の場合、妊娠届未提出、妊婦健診未受診、飛び込み出産など多く、市町村が把握できず支援が困難</li> <li>・守秘義務に抵触することを懸</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師が望まぬ妊娠など子育て困難なケースを把握した場合に市町村に通報することを法律で義務付ける</li> <li>・児相の支援の一環として養子</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て困難な事情を抱える母親が0歳児を殺害してしまうリスクを軽減できる</li> <li>・養子縁組あっせんの活発化により、多くの子ども、実母、養</li> </ul>

望まぬ妊娠が7割(2013.4.5 読売新聞)	念し、医師が市町村に通報しないケースが多い ・児相の養子縁組あっせんが低調	縁組あっせんを法律上位置づける —法改正案4	親が幸せになれる
-------------------------	--	---------------------------	----------

## 5 虐待された子どもへの精神的な治療・カウンセリングがなされていない

本年6月に改正された児童ポルノ禁止法15条において、厚労省、警察、児相等は被害児童が身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保って成長することができるよう必要な保護のための措置を適切に講ずるものとする旨が規定されるなど被虐待児の精神的支援が重要視されているにもかかわらず、特段の取組みが行われていないものと承知。

### [ご教示のお願い]

○(厚労省に対して) (1)虐待されている子どもに関する全国データベースの整備について上記毎日新聞記載のとおり「システムは児相の申し合わせによるもので、国はデータベース化などに言及する立場にない」とあるのは、厚労省は法律の規定がないと整備することができないという趣旨なのか、いかなる趣旨なのかご教示いただきたい。

(2)児童相談所の最近3年間の養子縁組あっせんの件数(成立したもの)についてご教示いただきたい。

(3)児童ポルノの被写体とされた子どもを含め、被虐待児に対する精神的な治療・カウンセリングの実施状況についてご教示いただきたい

○(警察庁に対して) 警察官職務執行法3条の保護の義務規定を根拠として、家庭内で親とともにいる被虐待児を保護することができると解してよろしいか、積極に解する場合、最近3年間の同条に基づく家庭内での虐待案件に関して子どもを保護した件数をご教示いただきたい

○(総務省に対して) 所在不明児童の調査のために、市町村が、転居届の有無及び出されている場合の転居先の情報、携帯電話の位置情報の提供を求めた場合、「通信の秘密」を理由として、郵便事業会社、携帯電話会社は情報提供はしないと解してよろしいか。また、警察が捜査としてではなく(具体的には捜査関係事項照会でもなく、捜索差押令状もなく)、単なる所在調査として情報提供を求めた場合はいかがか。